

処 分 基 準

B - r - 5

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 75 条第 2 項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 75 条第 1 項（自動車の使用者の義務） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第 26 条の 6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none">・ 最高速度違反、過積載、過労運転の下命容認に係る使用制限 愛知県警察本部交通指導課指導取締係 電話 (052) 951-1611 内線 793-234・ 放置行為の下命容認に係る使用制限 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター 滞納処分係 電話 (052) 951-1611 内線 793-234
備 考：